

日本ポリアミン学会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、日本ポリアミン学会（The Japanese Society of Polyamine Research）と称する。
- 第2条 本会は、ポリアミンに関する研究の発展を図り、人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2章 事業

- 第3条 本会は、年会ならびに国際会議の開催、会報の発行、学会ホームページの運営、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。
1. 年会は原則として年1回開催する。ただし、本会が主催する国際会議を開催する前年および当該年は年会を開催しないことがある。

第3章 会員

- 第4条 本会の会員は正会員、賛助会員、外国人特別会員、及び名誉会員とする。
1. 正会員はポリアミンに関する研究に従事、またはこれに関心を持つ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた会費を納める者をいう。
 2. 賛助会員は本会の目的に賛同し、定められた賛助会費1口以上を納める個人または団体をいう。
 3. 外国人特別会員は、本会の発展に寄与した国外の研究者で、企画運営委員会推薦のもと、評議員会の議決により決定する。
 4. 名誉会員は、本会に対し特に功労があった者で、評議員会の推薦を経て総会の議決により決定する。
- 第5条 会員は本会の行う諸事業に参加し、本会の発行する印刷物の配布を受けることができる。
- 第6条 会員の入会、変更届、休会については以下に定めるとおりである。
1. 会員として入会しようとする個人または団体は、別に定められた手続きに従って申込み、会長の承認を得なければならない。
 2. 氏名、所属、連絡先等の変更があるものは、変更届を本会に提出する。
 3. 会員は、留学等の理由により日本国内に在住していない場合、休会届を提出し本会に受理されれば休会とすることができる。
 4. 休会期間中は会費納入を免除され、本会からの案内を受け取ることができる。
- 第7条 会員は所定の会費を納めるものとする。ただし外国人特別会員と名誉会員はこれを要しない。
- 第8条 会員は会長に届け出て脱会することができる。会費を滞納した会員、または評議員会で理由をあげて本会の会員として適当でないと決議された会員は、会長によって脱会させられる。

第4章 役員

第9条 本会に会長1名、事務局長1名、評議員10名以上15名以内、年会担当役員3名以内、会計監査2名の役員をおく。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 事務局長は会長を補佐して、会務および会計を処理する。
3. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する諸事項を審議する。
4. 年会担当役員は、年会長として担当する年会を運営する。
5. 会計監査は本会の会計を監査する。

第10条 評議員は総会で正会員の中から選出する。会長は評議員の互選により定める。事務局長、年会担当役員は評議員会で正会員の中から選出する。会計監査は評議員会において会長、事務局長、評議員以外の正会員の中から選出する。

1. 年会担当役員を除く役員の任期は2年とし、再任を妨げない。年会担当役員の任期は、担当年会の開催決定から年会終了後次の評議員会までとする。
2. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第5章 議決機関

第11条 本会に総会、評議員会をおく。

第12条 総会は年会と同時に開催し、本会の運営に関する重要事項を審議する。

1. 総会議決は出席した会員の過半数で決し、同数のときは議長が決する。
2. 次の事項は総会の議決を経なければならない。
 - (1) 事業報告および収支決算報告
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 会費の金額変更
 - (5) その他評議員会において必要と認めた事項

第13条 評議員会は年会と同時に開催する。また、必要に応じて会長が召集する。

1. 評議員でない事務局長および年会担当役員は、評議委員会に出席して意見を述べることができる。ただし議決には参加しない。
2. 評議員会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
3. 会長は、評議員の3分の1以上の申し出があった場合、評議員会を招集しなければならない。

第6章 会計

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
2. 毎年度の決算は会計監査によって監査を受け、監査結果は評議員会および総会に報告されなければならない。

[付則]

第1条 本会への入会の規程は別に定める。

第2条 役員選出の規程は別に定める。

第3条 名誉会員推薦の規程は別に定める。

第4条 正会員の会費は年額、一般4,000円、学生2,000円とする。

第5条 賛助会員の会費は、年額30,000円とする。

第6条 本会の事務局を〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8 東京慈恵会医科大学分子生物学講座に置く。

第7条 本会の会則は平成21年11月1日より施行する。

第7章 関連する規則・細則

第15条 本会の事業の運用に必要な規則・細則を適宜定める。

1. 規則・細則は評議員会での議決によって決定される。
2. 決定した規則・細則は会員へ周知する。

第8章 委員会

第16条 本会の事業を円滑に遂行するために必要な委員会を設置する。

1. 委員会の設置は評議員会の承認を経て、総会での議決で決定する。
2. 委員会は活動状況を会員に報告しなければならない。
3. 委員会に関する規程は別に定める。

2009(平成21)年11月1日

日本ポリアミン学会会則制定

改定履歴

2015(平成27)年11月14日改定

第7章 日本ポリアミン学会公印管理使用規則 追加

2018(平成30)年1月19日改定

第3章 外国人特別会員に関する会則 追加

第8章 委員会 追加

2023(令和5)年1月27日改定

第3章 変更届、休会届に関する会則 追加

2023(令和5)年12月23日改定

第7章 関連する規則・細則 に内容変更

第8章 条番号の繰り上がり

日本ポリアミン学会公印管理使用規則

(目的)

第1条 この規則は、日本ポリアミン学会における公印の管理および使用について定めたものである。

(公印の定義)

第2条 この規則において公印とは、学会が発行または受理する文書、証憑で、権利義務の行使若しくは履行又は官公署への申請、届出等に際し、学会名又は職名で証明のために押す公印をいう。

(公印の種類)

第3条 本学会で使用する公印の種類は、次のとおりとする。

1. 本学会会長印 (別表)
2. 本学会印 (別表)

別表

種類	印影	表示文言 及び 寸法・材質
学会会長印		日本ポリアミン学会会長之印 直径16.5 mmの丸印 ツゲ
学会印		日本ポリアミン学会 直径18 mmの角印 ツゲ

(公印の管理等)

第4条 公印の管理は事務局長が行なう。

(公印の使用)

第5条 公印を使用する場合は、会長の承認を得て事務局長が行う。

1. 事務局長は、公印を押印したときには、その内容を記録する。
2. 事務局長は、公印を作製、改刻または廃止するときは、会長に届出なければならない。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成27年11月14日から施行する。

日本ポリアミン学会ロゴマーク使用規則

第1条 この規則は、日本ポリアミン学会ロゴマーク（以下、学会ロゴマーク）使用に関し、使用者が遵守すべき規則、その他必要な事項を定めるものである。

第2条 学会ロゴマークに関する一切の権利は、日本ポリアミン学会に帰属する。

第3条 学会ロゴマークは以下に掲げるものに使用できる。

1. 日本ポリアミン学会が行う活動における使用（刊行物、ホームページ、印刷物など）
2. 日本ポリアミン学会が共催、協賛、支援する研究・教育・講演活動における使用（印刷物、ポスター、発表資料、ウェブサイトなど）

第4条 学会ロゴマークの使用条件について以下のように定める。

1. 前条各号による学会ロゴマークの使用について、申請を不要とする。
2. 前条各号によらない学会ロゴマークの使用について、いかなる者も学会事務局に使用申請を行う（様式1）。
3. 使用申請に対しては、学会長が適切と認めた場合に使用を許可する。
4. 前項において使用が認められた場合で、ロゴマークの使用により問題等が発生した場合、当該使用がその責任を負うものとし、日本ポリアミン学会はその原因の如何を問わずこれを追わない。
5. 拡大縮小の変更以外はこのまま使う。

第5条 学会ロゴマークの使用に際して、以下のことを禁止する。

1. 営利目的での使用
2. 本会の利益を損ねる使用
3. デザインの改変、一部分のみの使用
4. ダウンロードしたロゴマークの第3者への譲渡

第6条 この規定を変更するときは、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1. この規則は、2023年12月23日から施行する。

日本ポリアミン学会企画・運営委員会規程

- 第1条 日本ポリアミン学会（以下、本会）会則第21条に基づき、必要な事業を企画し運営する目的で、本会に企画・運営委員会（以下、委員会）をおく。
- 第2条 委員は原則として本会会員の中から選出し、本会評議員会で承認する。
- 第3条 委員の互選により委員長を選出する。
- 第4条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 第5条 委員会は委員現在数の過半数の出席（委任状による出席を含む）をもって成立する。
- 第6条 委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 第7条 委員会の議決事項は、本会評議員会の承認を得なければならない。
- 第8条 委員会は、その任務を分担するために作業部会を設置できる。作業部会には委員以外の本会会員も参加できる。
- 第9条 委員会は活動状況を本会会員に報告しなければならない。
- 第10条 この規程の改廃は委員会の議を経て、本会評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成30年1月19日より施行する。

日本ポリアミン学会名誉会員規定

- 第1条 日本ポリアミン学会（以下、本会）会則第4条4項に定める名誉会員の資格要件、決定の手続き及びその権利はこの規定の定めるところによる。
- 第2条 名誉会員として推薦されるには、本会に対して特に功労があった者で、原則として以下の要件を満たさなければならない。
 - 1. 推薦日に満65歳以上であること。
 - 2. 会員歴が通算10年以上であること。但し、本会前身のポリアミン研究会の会員歴も含む。
- 第3条 名誉会員の決定は次の手続きを経て行われるものとする。
 - 1. 評議員会は名誉会員の被推薦者を選出する。
 - 2. 評議員会は総会に推薦し、総会の議決をもって決定する。
 - 3. 名誉会員の決定には、被推薦者本人の承諾を得なければならない。
- 第4条 名誉会員は次の各項が適用されるものとする。
 - 1. 本会の会費が免除される。
 - 2. 年会への参加費が免除される。
 - 3. 総会での議決権は有しない。

附則

この規程は、令和5年2月1日より施行する。